

日本国憲法公布70年に当たって、護憲をよびかけます

「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「(恒久) 平和主義」を基本とする現行日本国憲法が一九四六年一月三日に公布されて、七〇年目を迎えます。この時にあたって私たちは、現行憲法が守られ、生かされることを切に願うものです。

憲法は国民が国家権力をしぼるルールであり、政府は憲法を遵守する義務を負っています。この立憲主義の立場からしても私たちは、自民党の「日本国憲法改正草案」(二〇二二年四月二七日決定)を受け入れることは到底できません。

自民党改憲案には多くの問題がありますが、私たちがなにより懸念するのは、現行憲法九条二項を削除して国防軍を創設し、海外で武力行使することを可能にするとしていることです。これは戦後日本の「平和国家」のありかたをくつがえし、日本を「戦争国家」に変えるもので、認めることができません。私たちは、現行憲法九条を全面的に守るよう、主張するものです。

また自民党改憲案九八条、九九条は「緊急事態」において内閣総理大臣が「緊急事態の宣言」を発し、内閣が法律と同一の効力を有する政令を制定することを可能とし、国民に服従義務を課しています。これは「戦時国家」の具現にほかならず、私たちはこれを受け入れるわけにいきません。

さらに問題は、自民党憲法草案が人権を大幅に制約しようとしていることです。民主主義の政治プロセスを支えるもつとも中心的な人権である表現の自由について、改憲案はその二二条二項で「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない」としています。これは戦前のように政府の恣意によって表現の自由を侵す危険があり、現行憲法第一三条の「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、最大の尊重を必要とする」との規定を根本から否定するものと言わなければなりません。こんな歴史逆行は許されません。私たちは、現行憲法が保障する国民の基本的人権を維持、発展させることを望むものです。

憲法改定が政治的日程にのぼるという状況が生まれています。私たちは、日本国憲法について、また自民党の「日本国憲法改正草案」について県民的議論がおこなわれ、日本国憲法を守り、生かす世論が大きくなることを望むものです。

二〇一六年一月三日

井戸 謙一 (弁護士)

今関 信子 (児童文学作家)

太田 志朗 (滋賀県保険医協会理事長)

川端 俊英 (同朋大学名誉教授)

小池 恒男 (滋賀県立大学名誉教授)

近藤 学 (滋賀大学名誉教授・滋賀

九条の会事務局長)

斎藤 敏康 (立命館大学教授)

島田 耕 (映画監督)

高谷 清 (医師)

武村 正義 (元滋賀県知事)

玉木 昌美 (弁護士・滋賀憲法共同セ

ンター代表)

土井 裕明 (弁護士)

中川 芳蔵 (元日本社会党長浜市会議員)

成瀬 龍夫 (滋賀大学元学長)

西山 勝夫 (滋賀医科大学名誉教授・

軍学共同反対連絡会共同代表)

橋本 健 (元びわ町長)

福井 雅英 (滋賀県立大学特任教授)

福家 英明 (三井寺長吏)

藤澤 直広 (日野町長)

村西 俊雄 (元愛荘町長・元米原町長)

(50音順)